

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市厚生連病院緊急支援事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	市内の医療体制を確保することを目的に、経営危機により地域医療の提供継続が困難な状況にある新潟県厚生農業協同組合連合会が開設する病院を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	新潟県厚生連佐渡総合病院
補助対象経費	救急医療及び周産期医療、透析医療、小児医療、精神医療、がん拠点病院に準じる施設、災害拠点病院の運営事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	運営事業に要する経費（予算の範囲内）
	○少額（５万円以下）補助金の理由
補助率等	①佐渡市と佐渡総合病院とで協議し、必要と判断した不採算診療科の維持・継続のための実費額、②診療機能維持に関する施設整備、医療機器導入額から国・県の制度補助額を減算した額、③診療機能維持に関する医療機器の借上及び保守管理、修繕に要する経費、④その他、市長が必要と認める経費
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	厚生連病院が地域医療の基幹的役割を担う県内６市で構成されている「地域医療連携推進協議会」の足並みを揃えた取り組みとして実施するため
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	不採算診療科の維持・継続のための実費額等（赤字額）を対象経費としているため目標数値は設定できない
補助制度開始	令和7年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が３年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 特定の団体に対する補助金であるため、募集は行わない。
事業担当	（担当部署）健康医療対策課
	（電話番号）0259-63-3115